

# 集団的自衛権は行使を容認すべきか否か？

～目次～

- 1 初めに
- 2 世界の集団的自衛権の歩み
- 3 日本の集団的自衛権の歩み
- 4 現在の日本の集団的自衛権
- 5 集団的自衛権の利点
- 6 集団的自衛権の欠点
- 7 論点
- 8 参考文献

## 1 初めに

昨年、7月に集団的自衛権行使容認の閣議決定が第二次安倍内閣によってなされた。戦後、一貫して集団的自衛権の行使を否認してきた日本にとっては方針の大転換である。専門家や国民からも賛否両論の声があがっており、今なお議論は続けられている。集団的自衛権は本当に日本の国益と成り得るのだろうか？ それとも日本に不利益をもたらす存在なのだろうか？ 本日は皆様に集団的自衛権の是非について、大いに議論していただきたい。

## 2 世界の集団的自衛権の歩み

議論を始めるに当たって、皆様には集団的自衛権がどのような歩みでもって、議論の的となるに至ったのかについて簡単な説明を行いたい。

集団的自衛権についての説明をする前にまず、「集団的自衛権」とよく似た概念である「集団的安全保障」について述べなくてはならない。というのも、集団的安全保障という考え方をもとに集団的自衛権の概念が登場したからである。

第一次世界大戦以前、外交により他国と同盟を結び、自国の（または自陣営の）利益をより拡大させるために戦争を行うことは国家の権利として認められていた。しかし、第一次世界大戦を経て、ヨーロッパ各国が多大な犠牲を被ったことから国際連盟が結成され、パリ不戦条約という戦争を禁止する条約もまた結ばれた。しかし、高校の教科書でも述べ

られているように、国際連盟の報復措置は大変実効性に欠け（経済制裁しかできない、アメリカやソ連といった大国が参加していなかった）、十分に機能しなかった。その結果として、国際連盟は第二次世界大戦を抑止することができず、再び世界を巻き込む大戦が勃発してしまった。

第一次世界大戦を遥かに上回る犠牲を出した第二次世界大戦を経て、世界は戦争を抑止するために新たに国際連合を結成し、戦争を禁止する旨を国連憲章に明記するに至った。それが以下の国連憲章第二条第四項である

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」

しかし、この条文によって世界から戦争が根絶されたわけではなかった。現に、第二次世界大戦後も世界各地で戦争は起きている。国家は当然に自国の利益を第一に考える故、国家間で衝突が起こることは避けられないのである。もし、どこかの国で独裁者が誕生して、隣国に戦争を仕掛ければ、それはいくら国連憲章に戦争の禁止が明記してあっても、防ぐことはできない。

こういった事態を防ぐために生まれたのが集団的安全保障の概念である。つまりは、国連憲章に背いて、他国に戦争を仕掛けた国に対しては加盟国全体が団結して、制裁を加え、平和を維持する。これが集団的安全保障の概念である。

では、この概念からどのようにして集団的自衛権という概念が導き出されるのだろうか。まず国連の安全保障理事会に注目していきたい。国連の集団的安全保障の概念が正常に機能すれば問題は起こらない。国連の安全保障理事会は五の常任理事国と十の非常任理事国によって構成されており、十五か国中の九か国が賛成すれば話はそこで決まる。しかし、国連の安全保障理事会の常任理事国には「拒否権」が存在する。たとえ、賛成多数でも常任理事国が一国でも拒否権を行使すれば、国連の安全保障理事会は正常に機能しなくなってしまうのである。

もし国連の安全保障理事会が機能しなければ、他国から武力攻撃を受けた国家を守り、平和を維持することはできなくなってしまう。かといって、国連憲章第二条第四項を遵守すれば侵略に対抗することもできない。こういったジレンマを解消するために国連憲章第五十一条が誕生した。内容は以下の通りである。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理

事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとることの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」

要するに武力攻撃を受けた際に、国連の安全保障理事会が直ちに行動を起こしてくれるとは限らない、国連の安全保障理事会が行動を起こすまでの間、自国を防衛するために武力を行使することを国連憲章は妨げないという内容である。

この条文によって、個別的自衛権及び集団的自衛権は主権国家が持つ固有の権利として正式に承認されている。

世界的には、集団的自衛権は国家が持つ固有の権利として認められているのである。

### 3 日本の集団的自衛権の歩み

では日本で集団的自衛権はどのように歩んできたのか。これに関しては、個別的自衛権と交えながら説明を進める必要がある。というのも、世界では集団的自衛権は文句なく認められている一方で、日本では個別的自衛権との兼ね合いで議論されることが多いからである。

日本の集団的自衛権の考え方は時代によって大きく変遷している。

まず憲法が制定された当時の解釈を見ていきたい。憲法制定当時、日本には戦力が全くなく、更に憲法九条の枷も重かったため、日本は集団的自衛権はもちろんのこと、個別的自衛権までも否定して、全ての自衛権を行使できないと解釈していた。当時の吉田首相は「国家の正当防衛という主張によって、多くの戦争が行われてきた」という思い切った主張もしている。当時は戦争の記憶が間近にあり、このような風潮が日本にあったといえよう。

1954年には、自衛隊の発足を受けて、日本が自主的にある程度自国の防衛を担えるようになったことを理由に、個別的自衛権を認めるようになった。しかし、憲法では交戦権を否定しているため、自国が攻撃を受けたわけではないのに、自衛権を発動する集団的自衛権は認められていなかった。これは当時、国際社会でもまだ集団的自衛権という概念が一般的ではなかったことも一因である。

1960年に新日米安全保障条約が締結されたことを受けて、自衛権をめぐる論争は在日米軍に及ぶようになった。この時期で注目すべきことは在日米軍を自衛隊が防衛することは集団的自衛権の行使ではなく、個別的自衛権の行使であるとしたことである。というのも、在日米軍が日本を防衛することは新日米安全保障条約で明確になっており、日本を防衛する在日米軍が攻撃を受けた、即ち日本が攻撃を受けたと解釈できるため、これを防衛することは個別的自衛権であると解釈したのである。

1972年になると、日本国民を武力攻撃による諸権利（生命、身体、自由及び幸福追求の権利）の侵害に対しては、それを防ぐための最小限度の措置は自衛権として認められると

されるに至った。この論理を応用して、集団的自衛権に関してはその最小限度の措置から逸脱しているので認められないという結論が導き出されている。

この解釈を受けて 1981 年に出された解釈では、主権国家として個別的自衛権も集団的自衛権も有してはいるものの、集団的自衛権に関しては自衛の限度を超えるため、憲法上その権利を行使することは許されないとされている。この解釈が現在まで続く政府の集団的自衛権に対する解釈であり、今回の閣議決定による変更は、ここで認められないとされた集団的自衛権を容認するものである。

以上の流れが日本の集団的自衛権をめぐる考え方の変遷である。

表：世界と日本の集団的自衛権の認識

	集団的自衛権の認識	集団的自衛権行使可能な距離の認識
世界	当然の権利として認められている	距離的な制限はなく、それぞれの判断ごとに判断される
日本	権利は持っているが行使することはできない	距離も含めた様々な要件と照らし合わせて、判断される

※ここでのいう距離とは前線か後方なのかを判断する基準である。

## 4 現在の日本の集団的自衛権

昨年の 7 月に集団的自衛権についての憲法解釈が閣議決定された。ここではどのように集団的自衛権の憲法解釈が変わったのか確認したい。

日本では先に述べたように、時代の流れに従って、自衛権の解釈自体が変更されつづけてきた。これまでの日本では自衛権の解釈については、「国民の平和的生存権」、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」といった憲法の規定をもとに、自国を防衛するために必要な最小限の実力行使は認められるとされてきた。

しかし、中国の対外的圧力の強化や北朝鮮の核といった近年の国際情勢の複雑化により、冷戦下に作られたこれまでの憲法解釈による自衛権解釈では起こりうる事態に対応できなくなり始めている。

こういった状況を受けて、日本が行使できる自衛権を個別的自衛権から集団的自衛権に拡大し、より柔軟な対応がとれるようになされたのが今回の解釈変更である。

これまでの自衛権行使の要件としては旧三要件というものがある。

1. わが国に対する急迫不正の侵害があること
2. この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

これを集団的自衛権に、安易な武力行使を行わないという憲法の理念を守りつつ、適応できるようにしたものが今回の閣議決定で制定された新三要件である。新三要件とは以下のものである。

1. わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
2. これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

このように既存の厳格な規定を受け継いで、これまで個別的自衛権を集団的自衛権に適応できるように制定されたものが新三要件である。

この新三要件を基準として、日本の実力行使は集団的自衛権にも適用されるように解釈が変更されたのである。

## 5 集団的自衛権の利点

これまでは集団的自衛権の成り立ちや解釈を説明してきた。ここからは議論に入りやすくするために、集団的自衛権の利点と欠点を簡単に挙げていきたい。まずは利点である。

### ・日米の連携が親密になり、東アジアにおける抑止力が高まる

東アジアでは中国の領土拡大の動きが活発になってきている。集団的自衛権が行使できるようになれば、日米を中心とした東南アジアの国も含めた大きな枠組みが築けるようになり、全体としての抑止力が向上することが大いに期待できるのである。

### ・PKOを含む国際的な活動により積極的に参加できるようになり、国際的な信頼が増す

日本は憲法との兼ね合いで、様々な国際的な活動の場において制約が課せられている（例えば、戦闘地域で補給ができないことや傍にいる友軍が攻撃を受けた場合でもこれを防衛することはできないこと）。こういった事態を集団的自衛権の行使容認によって解決できるようにすれば、国際的な場での活躍が増え、国際的信頼も増す。

### ・グレーゾーン事態により柔軟に対応することができるようになる

グレーゾーン事態（有事ではないが、平時の警察行動では対処できない事態）についての対処事案も、今回の閣議決定には含まれている。こういったグレーゾーン事態に素早く対処できるような枠組みを作ることによって日本の領海防衛はより確固たるものとなる。

## 6 集団的自衛権の欠点

集団的自衛権への批判として挙げられるのには以下のようなものがある。

- ・ **集団的自衛権を行使容認することによって、日本がアメリカの世界戦略に巻き込まれてしまう**

歴史を振り返るとわかるように、アメリカが起こしてきた戦争は必ずしも正当な理由のもとで行われたとは言い難い（ベトナム戦争やイラク戦争）。アメリカに日本の防衛の多くを依存する日本にとって、アメリカの意向を無視することはできないので、結果としてアメリカの世界戦略に巻き込まれ、不利益を被る。

- ・ **国際的な活動の場に積極的に出て行って支援をすることによって、これまで日本が平和国家として積み上げてきた信頼が失われる**

これまで日本は ODA や PKO などの平和的な活動で平和国家としての国際的な信頼を勝ち得てきた。もし、集団的自衛権の行使を容認し、海外で武力を行使することが可能になれば、これまで積み上げてきた平和国家としての信頼を失ってしまう結果となる。

- ・ **日本が集団的自衛権を行使容認することによって、東アジア全体に不信感を与え、不安定な状況をもたらしてしまう**

日本が集団的自衛権を行使容認することによって、東アジア全体が不信感を募らせ、結果として更なる軍拡や衝突が起こり、東アジア情勢が不安定になってしまう。そうなることは日本にとっても不利益である。

## 7 論点

### 「集団的自衛権行使は容認されるべきか否か」

今回の SPD では集団的自衛権の行使容認の是非について、様々な面から議論をして考えを深めていただきたい。

## 8 参考文献

半田滋・川口創 『徹底議論！集団的自衛権で日本を滅ぼしてもいいのか』（H27） 合同出版

石破茂 『日本人のための「集団的自衛権」入門』（H26） 新潮社

香田洋二 『賛成・反対を言う前の集団的自衛権入門』（H26） 幻冬舎新書